

## 履修規程

(目的)

第1条 この規程は、亜細亜大学学則（以下「大学学則」という。）第15条第4項及び亜細亜大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第11条第2項に基づき、授業科目の履修に関する事項について定める。

(授業科目)

第2条 授業科目及び単位数等は、別表Ⅰから別表Ⅲのとおりとする。

2 配当学年が指定されている授業科目については、原則として当該学年に履修するものとする。

3 大学院については、指導教員の承認を得て、大学の各学部開講科目の履修をさせることができるものとする。ただし、修得した単位は修了要件に算入しない。

(履修登録)

第3条 授業科目を履修し、所定の単位を修得するためには、あらかじめ指定された期日に、履修登録をしなければならない。

2 履修登録をしていない授業科目は、当該科目の受講及び試験の受験を認めない。

3 履修登録をした授業科目は、定められた期間を過ぎた後は原則として追加、変更及び取消を認めない。

(履修の制限)

第4条 次の各号に該当する履修は原則として認めない。

(1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目を履修すること

(2) 同一時限に2科目以上を重複して履修すること

(3) 同一年度に同一科目を重複して履修すること

(4) 単位修得済みの授業科目を履修すること

(履修上限単位数)

第5条 各学年又は各学期に履修できる授業科目の単位数は、別表Ⅳ－1から別表Ⅳ－7のとおりとする。

(履修変更・履修訂正)

第6条 履修登録後、定められた履修変更・履修訂正期間内に、授業科目の一部を追加、変更及び取消することができる。

(履修取消)

第7条 大学については、履修変更・履修訂正後、定められた履修取消期間内に、授業科目の取消をすることができる。なお、本条により取消した授業科目の単位数は、第5条に定める各学年又は各学期の履修上限単位数の算出に含むものとする。

(履修の無効)

第8条 履修登録をしていない授業科目の単位は、認定することができない。

2 休学又は退学した者のその学期の履修は無効とする。

3 前項にかかわらず休学又は退学が許可される以前の修得単位は有効とする。

(再履修)

第9条 履修した授業科目の成績評価が合格点に達しなかった者は、再履修し合格点に達しない限りその履修科目の単位を修得することはできない。

2 授業科目のうち、再履修するクラスを指定する科目は、原則として、指定されたクラス以外で履修することはできない。

3 授業科目を再履修するため、同一授業時間の指定されたクラスで履修できない場合は、指定されたクラス以外で履修することができる。

(受講者制限)

第10条 教育環境等により、受講者数を制限することがある。

(試験)

第11条 履修した授業科目については、大学においては定期試験期間又は授業期間、大学院においては授業期間に試験を行い、成績評価を行う。ただし、科目の性質等によりあらかじめ定めたものについては、他の方法によることができる。

(試験及び成績評価)

第12条 試験及び成績評価は、大学学則第19条及び大学院学則第14条に基づき行う。

(成績評価に対する質疑)

第13条 前条における成績評価に対して合理的な理由がある場合は、所定の期日までに所定の様式により、成績評価に関する質疑を申し出ることができる。

(学内基準ポイント)

第14条 第12条の成績評価に基づき、Grade Point Average (以下「GPA」という。)を算出するものとする。

2 前項に定めるGPAとは、各授業科目の5段階の成績評価に対応した評点を付与して算出する履修科目の成績評定平均値をいう。

3 前項に定める評点は、次の各号のとおり配点する。

- (1) S (90~100) 評点=4
- (2) A (80~89) 評点=3
- (3) B (70~79) 評点=2
- (4) C (60~69) 評点=1
- (5) D (0~59) 評点=0

4 GPAの算出の対象授業科目は、前項第1号から第5号の5段階の成績評価によって評価を受けた卒業要件又は修了要件に算入される全ての科目とする。

5 次の各号に掲げる科目は、第3項第1号から第5号の5段階の成績評価をしないため、前項のGPAの算定に含めない。

- (1) 大学在学中に他の大学又は短期大学において修得した単位認定科目 (大学学則第22条によるものを除く。)
- (2) 大学院在学中に他大学の大学院又は研究所等において修得した単位認定科目 (大学院学則第17条によるものを除く。)
- (3) 大学学則第23条に基づき認定した科目
- (4) 大学学則第24条及び大学院学則第18条に基づき認定した科目 (大学院における早期履修制度による既修得科目を除く。)
- (5) 教職 (一部科目)、図書館学及び社会教育主事の各課程の科目
- (6) 第6条及び第7条に基づき履修を取消した科目

6 GPAの計算は、学期ごとに定められた期日 (成績発表日) までに確定した成績に基づいて行う。  
(所管)

第15条 この規程に関する所管は、教務部教学センターとする。

附 則

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、別表Ⅰ-1、別表Ⅰ-2、別表Ⅰ-3、別表Ⅰ-4、別表Ⅰ-5については、令和6年度以降の入学生に適用し、令和5年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、別表Ⅰ、別表Ⅱ、別表Ⅲ、別表Ⅳ-1から別表Ⅳ-7及び第14条については、令和7年度以降の入学生に適用し、令和6年度以前の入学生については、なお従前の例による。

(別表Ⅰ)

(別表Ⅱ)

## (別表Ⅲ)

## 別表Ⅳ－1

学部	学科	学年	履修単位の上限	
			学期	年間
経営学部	経営学科	全学年	22単位	44単位
	ホスピタリティ・マネジメント学科			
	データサイエンス学科			
備考	<p>(1) 教職(一部科目)、図書館学及び社会教育主事の各課程並びにAUGP科目で修得した単位は対象外とする。</p> <p>(2) 本学の半期派遣留学プログラムに参加する者については、本学で学修する学期の履修上限を24単位とする。ただし年間の履修単位は44単位を超えないものとする。</p>			

## 別表Ⅳ－2

学部	学科	学年	履修単位の上限	
			学期	年間
経済学部	経済学科	全学年	22単位	44単位
備考	<p>(1) 教職(一部科目)、図書館学及び社会教育主事の各課程並びにAUGP科目で修得した単位は対象外とする。</p> <p>(2) 本学の半期派遣留学プログラムに参加する者については、本学で学修する学期の履修上限を24単位とする。ただし年間の履修単位は44単位を超えないものとする。</p>			

## 別表Ⅳ－3

学部	学科	学年	履修単位の上限	
			学期	年間
法学部	法律学科	全学年	22単位	44単位
備考	<p>(1) 教職(一部科目)、図書館学及び社会教育主事の各課程並びにAUGP科目で修得した単位は対象外とする。</p> <p>(2) 本学の半期派遣留学プログラムに参加する者については、本学で学修する学期の履修上限を24単位とする。ただし年間の履修単位は44単位を超えないものとする。</p>			

## 別表Ⅳ－4

学部	学科	学年	履修単位の上限	
			学期	年間
国際関係学部	国際関係学科	全学年	22単位	44単位
	多文化コミュニケーション学科			
備考	<p>(1) 教職(一部科目)、図書館学及び社会教育主事の各課程並びにAUGP科目で修得した単位は対象外とする。</p> <p>(2) 本学の半期派遣留学プログラムに参加する者については、本学で学修する学期の履修上限を24単位とする。ただし年間の履修単位は44単位を超えないものとする。</p>			

## 別表Ⅳ－5

学部	学科	学年	履修単位の上限	
			学期	年間
社会学部	現代社会学科	全学年	22単位	44単位
備考	(1) 図書館学及び社会教育主事の各課程並びにAUGP科目で修得した単位は対象外とする。 (2) 本学の半期派遣留学プログラムに参加する者については、本学で学修する学期の履修上限を24単位とする。ただし年間の履修単位は44単位を超えないものとする。			

別表Ⅳ－6

研究科	課程	学年	履修単位の上限	
			学期	年間
アジア・国際経営戦略研究科	博士前期課程	1年次	12単位	20単位
備考	標準修業年限が1年の場合は、この限りではない。			

別表Ⅳ－7

研究科	課程	学年	履修単位の上限	
			学期	年間
経済学研究科	博士前期課程	1年次		36単位
備考				